

# 県立学校職員服務規程の一部改正について

令和5年3月17日  
教育庁教育振興部教職員課  
043-223-4036

## 1 改正理由

令和4年2月1日に、千葉県職員服務規程の一部が改正されたことに伴い、次項に示す改正を行う。

## 2 主な改正点

- (1) 事務職員の出勤簿を廃止する。
- (2) 事務職員が職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年千葉県条例第22号）第2条の規定による職務に専念する義務の免除の承認を庶務共通事務処理システムにより願い出たときは、職務専念義務免除願の提出をしたものとみなす。
- (3) 別記第1号様式中の写真サイズを改め、押印欄を削除する。

## 3 施行期日

令和5年4月1日

## 4 経過措置

この訓令の施行の際現に改正前の県立学校職員服務規程第三条第二項の規定により交付されている身分証明書は、改正後の県立学校職員服務規程第三条第二項の規定により交付されたものとみなす。